

# 多治見市スポーツ協会会則

## 目 次

第 1 章	総 則 (第 1 条～第 2 条)
第 2 章	目的及び事業 (第 3 条～第 4 条)
第 3 章	加盟団体等 (第 5 条～第 1 0 条)
第 4 章	会計 (第 1 1 条～第 1 9 条)
第 5 章	役員・職員 (第 2 0 条～第 2 9 条)
第 6 章	名誉役員 (第 3 0 条～第 3 2 条)
第 7 章	会 議 (第 3 3 条～第 3 7 条)
第 8 章	委員会 (第 3 8 条)
第 9 章	多治見市スポーツ少年団 (第 3 9 条)
第 1 0 章	会則の変更及び解散 (第 4 0 条～4 2 条)
第 1 1 章	補 則 (第 4 3 条)

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この会は、多治見市スポーツ協会 (以下「この協会」という。) と称する。

(事務所)

第 2 条 この協会の事務所は、多治見市笠原町 2 0 7 2 番地の 5 (多治見市笠原体育館内) に置く。

## 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この協会は、アマチュアスポーツを普及振興して、市民の体力向上を図るとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 市民の健康と体力づくり活動に関すること。
- (2) 他のスポーツ（体育）協会との連絡調整に関すること。
- (3) 競技団体の強化発展と相互の連絡調整に関すること。
- (4) スポーツ振興に関する各種表彰・顕彰に関すること。
- (5) スポーツ振興のため、スポーツ教室・大会、講演会等の開催に関すること。
- (6) スポーツに関する調査、研究及び啓発に関すること。
- (7) その他、この協会の目的を達するために必要な事業に関すること。

### 第3章 加盟団体等

(加盟団体)

第5条 この協会は、次の団体を加盟団体とする。

- (1) 市内を統括する各スポーツ団体。
- (2) 市内を統括する学校体育団体。
- (3) 市内の校区又は地域を統括する体育団体。

(加盟)

第6条 この協会の加盟団体となろうとする団体は、理事の現在数の3分の2以上の同意を経て加盟することができる。

(脱退等)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由書を付けて理事会に脱退届けを提出しなければならない。

2 この協会は、加盟団体が著しく信用失墜する行為があったとき、又はこの協会の加盟団体として不適当と認めるときは、理事会の現在数の過半数の議決を経て、これを脱会させることができる。

(負担金)

第8条 加盟団体は別に定める負担金を納入しなければならない。

(賛助会員)

第9条 この協会に賛助会員を置くことができる。

(加盟団体等に関する規程)

第10条 第5条から第9条までに定めるもののほか、加盟団体及び賛助会員に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 会 計

(経費の支弁)

第11条 この協会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 市補助金、交付金、委託金及び加盟団体の負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄附金品
- (4) その他の収入

(会計の管理)

第12条 この協会の会計は、会長が管理し、理事会の議決を経て、確実な方法により会長が保管する。

(事業計画及び収支予算)

第13条 この協会の事業計画及び収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経るものとする。

また、事業計画及び収支予算を変更する場合も同様とする。

(収支決算及び事業報告)

第14条 この協会の収支決算は、会長が作成し、決算書、事業報告書とともに、監事の意見を付け、理事会の議決を受けるものとする。

(剰余金)

第15条 この協会の収支決算書に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を翌年に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第16条 この協会が借入をしようとするときは、その会計年度の収支をもって償還する短期借入金を除き理事会の議決を経るものとする。

(新たな義務の負担等)

第17条 新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(特別会計)

第18条 この協会は、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第19条 この協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員・職員

(役員)

第20条 この協会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 理事 15～20名以内（内会長、副会長を含む）

(4) 監事 2名

(役員を選任)

第21条 会長・副会長及び監事は、理事会で選任する。

2 理事は、次に掲げるところにより選任する。

- |                      |       |
|----------------------|-------|
| (1) 競技団体を代表するもののうちから | 8 名以内 |
| (2) 小中高校を代表するもののうちから | 1 名   |
| (3) スポーツ少年団のうちから     | 1 名   |
| (4) 多治見市を代表するもののうちから | 1 名   |
| (5) 学識経験者            | 若干名   |

(役員職務)

第22条 会長は、この協会の業務を総理し、この協会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織して、この協会の業務を議決し、執行する。

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでの間は、その職務を行わなければならない。

(解任)

第25条 役員が次のいずれかに該当するとき、理事現在数の4分の3以上の承認を得て解任することができる。この場合、理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(旅費の支給)

第26条 役員が出張した場合は、旅費の全額または一部を支給することができる。

- 2 前項の旅費の額、支給方法等については、多治見市の条例による。
- 3 前項に支障があるときは、会長が定める。

(評議員の選出)

第27条 この協会に、評議員30名以内を置く。

- 2 加盟団体は、各団体で評議員を推薦し、又、会長が学識経験者及びスポーツ少年団から若干名を推薦し、理事会において選任する。
- 3 前項の規定によって選任された評議員が、役員に就任したときは、評議員の資格を失う。この場合、その後任は前項の規定に従い、その者の属する加盟団体が推薦し理事会で選任する。
- 4 第25条の規定は、評議員に準用する。この場合において第25条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の職務)

第28条 評議員は、評議員会を組織し、この会則に定める事項のほか、会長又は理事会の諮問に応じ重要事項について審議し、会長に助言する。

2 評議員は、この協会の運営に関し必要と認める事項について、評議員会で審議し、会長に対し助言することができる。

(事務局及び職員)

第29条 この協会には、その事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

## 第6章 名誉役員

(名誉役員)

第30条 この協会には、名誉役員として、名誉会長、顧問を置くことができる。

第31条 名誉会長及び顧問は、理事会の承認を経て推戴し、会長が委嘱する。

第32条 名誉会長及び顧問は、この協会の運営に関し意見を述べることができる。

## 第7章 会議

(理事会の招集)

第33条 通常理事会は、毎年会長が招集する。

2 会長が必要と認めた場合、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議する事項を示して請求のあったときは、会長は臨時の理事会を招集しなければならない。

3 会長は理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。

4 理事会の議長は会長とする。

(理事会の定足数)

第34条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

2 書面をもって表決したものは、出席者とみなす。

(理事会の議決)

第35条 理事会の議決は、この規則に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議決については、議事録を作成する。

## 第8章 委員会

(委員会)

第37条 この協会に、第4条に定める事業を遂行するために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会は、理事会より付託された業務について審議し、理事会の議決を経てこれを処理する。

3 委員会の名称、組織その他必要な事項については、理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 多治見市スポーツ少年団

(多治見市スポーツ少年団)

第38条 この協会に、本市のスポーツ少年団を置く。

2 多治見市スポーツ少年団について必要な事項は、同本部理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第39条 この会則は、理事現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更できない。

(解 散)

第40条 この協会の解散は、理事現在数の4分の3以上の議決を経なければならない。

2 解散にあたっては、議決後当該年度末をもって全ての業務を終了する。

## 第11章 補 則

(細 則)

第41条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、別にこれを定めることができる。

附 則

1 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

2 多治見市体育協会に属するいっさいの権利義務は、設立と同時にこの協会が継承するものとする。

3 平成31年4月12日 一部改正（理事人数）

4 令和2年4月10日 一部改正（名称変更：令和2年5月1日から施行する）